

大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年(2014年)2月27日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
薦田育子

公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団
(管理する施設：大阪狭山市文化会館)

2 監査の範囲

平成25年4月1日から平成25年12月31日までの施設の管理に係る出納その他の事務

3 監査の実施期間

平成26年1月13日から平成26年1月23日まで

4 実施した監査手続

大阪狭山市文化会館の管理に係る出納・その他の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、指定管理者から提出された出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合等を行うとともに、担当者からの聞き取り、質疑を加える等の方法で監査を実施した。

第2 監査の結果等

1 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団
- (2) 指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日
- (3) 所管部局 政策調整室市民協働・生涯学習推進グループ
- (4) 指定管理料 155,765,000円(平成25年度)
- (5) 利用料金制の採用 あり
34,427,735円(平成25年4月から12月末まで)

2 施設等の概要

- (1) 名称 大阪狭山市文化会館
- (2) 所在地 大阪狭山市狭山一丁目875番地の1
- (3) 設置年月日 平成6年11月1日
- (4) 設置目的 市民に優れた文化・芸術に触れる機会を提供し、市民自らの文化活動の展開によって、文化の創造及び振興を図ることを目的とする。
- (5) 業務内容
文化会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
文化会館の使用の許可に関する業務
市民の文化の創造及び振興のため実施する事業に関する業務

(6) 施設の利用者数 163,638人(平成25年4月から12月末まで)

3 指定管理者の概要

- (1) 所在地 大阪狭山市狭山一丁目875番地の1
- (2) 設立年月日 平成5年11月1日
- (3) 役員数及び職員数等 理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事7名、
監事1名、評議員5名、職員14名(嘱託、アルバイト等
含む。)

4 監査の結果と意見

公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団が行う大阪狭山市文化会館の管理に係る出納その他の事務については、関係法令等に従い概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。